

○周防大島町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

平成17年9月26日

条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、周防大島町の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 町長又は教育委員会(以下「町長等」という。)は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募するものとする。

- (1) 公の施設の名称及び概要
- (2) 申請受付期間(次条において「申請期間」という。)
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間(以下「指定期間」という。)
- (5) 申請の資格
- (6) 選定の基準
- (7) その他町長等が指定する事項

(指定の申請)

第3条 前条の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて、申請期間内に町長等に提出しなければならない。

- (1) 申請資格を有していることを証する書類
- (2) 管理を行う公の施設の事業計画書
- (3) 管理に係る収支計画書
- (4) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (5) その他町長等が別に定める書類

(選定方法等)

第4条 町長等は、前条の規定に基づく申請書等の提出があったときは、次に掲げる

選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (5) その他町長等が別に定める事項
(指定管理者の候補者の選定の特例)

第5条 町長等は、指定申請を行う法人等がないとき、又は指定申請を行った法人等について前条第1項各号に掲げる基準のいずれにも該当するものがないときは、当該公の施設の設置の目的を効果的に達成することができるものとして町長が認める法人等(次項において「認定法人等」という。)を、当該公の施設に係る指定管理者の候補者として選定することができる。

- 2 前項の規定により認定法人等を指定管理者の候補者として選定する場合においても、町長等は、当該認定法人等と協議のうえ、当該認定法人等に対し事業計画書等の提出を求め、前条第1項各号に掲げる基準に照らし総合的に判断するものとする。
(公募によらない指定管理者の候補者の選定等)

第6条 町長等は、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できると思慮するときは、第2条の規定による公募によらず、本町が出資している法人又は公共的団体(次項において「出資団体等」という。)を指定管理者の候補者として選定することができる。

- 2 前項の規定により選定するときは、町長等は、あらかじめ第3条各号の事項について当該出資団体等と協議を行うものとし、前条各号に照らし総合的に判断を行うものとする。

(選定結果の通知)

第7条 町長等は、前3条の規定による選考を行ったときは、速やかにその結果を申請者に通知するものとする。

(指定管理者の指定)

第8条 町長等は、第4条、第5条又は第6条により選定した指定管理者の候補者について、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 町長等は、指定管理者の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第9条 前条第1項の指定を受けた団体等は、町長等と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (5) 本町が支払うべき管理費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (8) その他町長が別に定める事項

(事業報告及び業務の調査等)

第10条 指定管理者は、毎年5月31日までに、その管理する施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、町長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において次条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 利用状況並びに利用拒否等の件数及びその理由
- (3) 利用料金の収入実績

(4) 管理経費の収支状況

(5) その他町長等が別に定める事項

- 2 町長等は、施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務又は経理の状況に関し、定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第11条 町長等は、指定管理者が前条第2項の指示に従わないとき、又は指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。なおこの場合、指定管理者に損害が生じて、町長等は、その賠償の責めを負わない。

- 2 第8条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。

(原状回復)

第12条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった指定管理施設の設備等を速やかに原状に復さなければならない。ただし、町長等の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第13条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する施設の設備等を損傷し、又は滅失したときは、それにより生じた損害を町に賠償しなければならない。ただし、町長等が特別の事情があると認めるときは、当該賠償額を減額し、又は免除することができる。

(個人情報の取扱い)

第14条 指定管理者は、施設を管理するに当たって知り得た個人情報(以下この条において「保有個人情報」という。)を取り扱う場合については、漏えい、滅失又はき損の防止など保有個人情報の適切な管理のため、第9条第1項に規定する協定に基づき必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者又は管理する公の施設の業務に従事している者(以下この項において「従事者」という。)は、保有個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長等が別に定める。

附 則抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(周防大島町個人情報保護条例の一部改正)
- 2 周防大島町個人情報保護条例(平成17年周防大島町条例第6号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕 略